須賀川市認可保育施設等利用申込に関する確認票

下記の確認事項をお読みいただき、すべての確認欄に☑を入れ、署名をしてください。

種別	No.	確認事項	確認欄
施設	1	保育所(以下「保育園」を含む。)・認定こども園の保育部門（２号・３号認定）は、就労等の事情（保育を必要とする事由）により家庭で保育ができない児童を、保護者に代わり保育する施設です。 家庭で保育が可能となった（保育を必要とする事由がなくなった）場合には、退所となります。	□
	2	施設により、受入可能な年(月)齢や開所時間、保育時間、延長保育の実施有無等が異なりますので、申込前に必ずご確認ください。 なお、満年齢は、生まれた日の前日に迎えるものとして扱われます。 例：４月２日生まれは１０月１日で満６か月 →１０月１日入所申込時に入所可能年齢６か月施設へ申込：可 ４月３日生まれは１０月２日で満６か月 →１０月１日入所申込時に入所可能年齢６か月施設へ申込：不可	□
申込	3	提出された書類の情報及び聞き取った内容について、必要な個人情報を保育の実施のために利用すること及び施設等関係機関に提供することがあります。	□
変更・取下	4	申込内容に変更があった場合は、変更する内容が記された所定の書類を速やかに再提出してください。連絡がなく変更が判明した場合や申込内容と事実が異なる場合、入所決定を取り消す場合があります。 なお、入所選考に関する事項の変更（希望施設や入所選考基準点数に関わる変更等）について、各申込期間（期日）後は変更できません。	□
	5	申込後に入所の必要がなくなった場合、速やかにこども課へ取り下げの連絡をしてください。	□
保育要件	6	【出産予定の場合】 出産予定日の２か月前（多胎の場合は産前１４週）の月初めから、出産日の２か月後の月末までの期間は、「妊娠・出産」事由での認定及び入所となります。 出産予定がある場合、母子手帳の写し（母の氏名及び分娩予定日部分）を提出してください。 なお、上記期間経過後、他の「保育を必要とする事由（就労など)」に該当しない場合は、退所となります。	□
	7	【育児休業中の場合】 育児休業から職場復帰するための申込みの場合、入所翌月の１５日までに復帰することが入所条件となります。 上記期間に復帰できない場合、入所決定は取り消し（入所後の場合は退園）となります。 また、必要に応じて、就労証明書等の提出を求める場合があります。	□
	8	【求職活動中の場合】 「求職活動」事由で認定している場合、入所可能期間は３か月となり、期間内に就労等の事情などで認定変更できない場合は、退所となります。	□
転園	9	転園と継続の同時申込はできません。 ４月に、現在入所している施設から他の施設への入所（＝転園）を希望した場合、申込書の希望施設欄に記載した施設で入所選考を行います（転園希望の施設に入れない場合でも、現在入所中の施設を継続できるとは限りません。)。 なお、５月以降の転園申込をする場合は、希望施設へ入所が決定にするまで、現在入所している施設を利用できます。	□

＜　裏面も確認してください　＞

転入予定	10	須賀川市外から転入予定で申し込む場合、入所日の前日までに須賀川市へ住民登録されていることが入所の条件のため、所定の申込書類に加え、誓約書を提出いただきます。 入所日の前日までに必ず須賀川市に住民登録をしてください。 上記までに手続きができない場合、入所決定を取り消す場合があります。	□
入所決定した場合	11	入所当初は、お子さんが施設に無理なく馴染めるよう「慣らし保育」を行い、認定する保育時間より短い時間でのお預かりとなります（転園の場合も同様）。 慣らし保育の期間については、個人差があり、２週間以上かかる場合もあります。 また、慣らし保育は入所日からの利用となり、入所前に利用することはできません。	□
	12	入所決定した施設への入所を辞退する場合は、こども課及び入所決定施設へ連絡してください。 辞退後に、再度施設への入所を希望する場合には、再度の申込みが必要です。	□
	13	保育料（利用者負担額）は、お子さんの年齢と父母の所得等により決定します。また、父母の収入状況等によっては、同居する祖父母等も合算して保育料を決定する場合があります。 お子さんの年齢は、４月１日時点の年齢を適用し、年度途中で誕生日を迎えても変わりません。	□
入所保留	14	申込書の希望施設欄に記載した施設に入所できなかった場合に、保留通知書を発行します。 入所保留となった場合、毎月入所選考を行いますが、２回目（当初入所希望月の翌月）以降は、入所が決定した場合にのみ通知します。入所選考を辞退した場合は、保留通知の効力は失われます。 なお、紛失や諸手続き等の理由で再発行が必要な場合、所定の申請書を提出いただきます。	□
	15	申込書の希望施設欄に記載したすべての施設に、入所を希望する意思があるとみなします。 記載の希望施設を案内し、自己都合により辞退した場合は「保留扱い」とはならず、保留通知書は発行されません。	□
注意事項	16	提出された書類はお返しできません。 申込内容の確認や育児休業給付金の支給期間延長の手続き等の際に必要になるため、申込書類の写しを必ずお取りください（申し込んだ書類と同じであれば、市の受領印は不要）。 また、育児休業及び育児休業給付金延長の手続きや必要書類等は、保護者ご自身で雇用先やハローワーク等に確認してください。 なお、市が発行する保留通知書は、申込日等を遡って発行することはできませんので、育児休業明けの申込みの場合は特にご注意ください。	□
その他	17	入所中に関わらず、翌年度分の入所申込みは、全員が別途必要です。	□
	18	市民税が未申告等の場合、保育料は最高額で決定します。 必要書類が年度内に提出された場合のみ、改めて保育料を算定し直します。	□
	19	申込書類等に関するお問い合わせや必要事項の確認、緊急時の連絡等のため、市から保護者宛てに連絡する場合があります。	□

本確認票以外に「須賀川市認可保育施設等入所案内」の内容も確認しました。
上記すべての事項を了承し、保育施設の入所申請を行います。

令和　　年　　月　　日

署名（保護者氏名）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿